

○議 事 日 程（第 1 号）

令和 3 年 9 月 8 日 午前 9 時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 報告第 2 号 令和 2 年度関ヶ原町一般会計継続費精算報告書について
- 日程第 5 承認第 4 号 令和 3 年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 6 承認第 5 号 令和 3 年度関ヶ原町一般会計補正予算（第 4 号）の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 7 議案第 65 号 関ヶ原町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 8 議案第 66 号 関ヶ原町過疎地域持続的発展計画について
- 日程第 9 議案第 67 号 関ヶ原町財政調整基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 68 号 関ヶ原町在住外国人高齢者等福祉金支給条例を廃止する条例について
- 日程第 11 議案第 69 号 関ヶ原町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 議案第 70 号 令和 3 年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計への繰入金の変更について
- 日程第 13 議案第 71 号 令和 3 年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計への繰入金の変更について
- 日程第 14 議案第 72 号 令和 3 年度関ヶ原町一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 15 議案第 73 号 令和 3 年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 1 号）
- 日程第 16 議案第 74 号 令和 3 年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第 2 号）
- 日程第 17 議案第 75 号 令和 3 年度関ヶ原町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 18 議案第 76 号 令和 3 年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 19 議案第 77 号 令和 3 年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 20 報告第 3 号 令和 2 年度関ヶ原町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第 21 議案第 78 号 令和 2 年度関ヶ原町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 22 議案第 79 号 令和 2 年度関ヶ原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第23 議案第80号 令和2年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 日程第24 議案第81号 令和2年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（直診勘定）歳入歳出決算の認定について
- 日程第25 議案第82号 令和2年度関ヶ原町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第26 議案第83号 令和2年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第27 議案第84号 令和2年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第28 議案第85号 令和2年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第29 議案第86号 令和2年度関ヶ原町水道事業会計決算の認定について

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（8名）

1 番	高 木 博 之 君	2 番	谷 口 輝 男 君
3 番	子 安 健 司 君	4 番	中 川 武 子 君
5 番	田 中 由紀子 君	6 番	松 井 正 樹 君
7 番	楠 達 男 君	8 番	吉 田 仁 君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長	西 脇 康 世 君	副 町 長	藤 田 栄 博 君
教 育 長	中 川 敏 之 君	総 務 課 長	澤 頭 義 幸 君
企画政策課長	高 木 久之郎 君	地域振興課長心得	難 波 真 哉 君
会計管理者 兼 税 務 課 長	岩 田 英 明 君	住 民 課 長	西 村 克 郎 君
産業建設課長	福 安 健 司 君	水道環境課長	山 田 勝 君
診療所事務局長 兼医療保健課長	徳 永 英 俊 君	介護事業課長	吉 森 明 博 君
教 育 課 長	兒 玉 勝 宏 君	西 消 防 署 長	西 村 清 志 君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長心得	関 東 正 晃	書	記 高 木 聖 敏
書	記 小 寺 由 香		

開会・開議の宣告

○議長（子安健司君） ただいまから令和3年第5回関ヶ原町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（子安健司君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、1番 高木博之君、2番 谷口輝男君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（子安健司君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月21日までの14日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月21日までの14日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（子安健司君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、令和3年5月分から7月分までの出納検査結果の報告がありましたので、印刷して配付してあります。

これについて質問はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 報告第2号について（提案説明・質疑）

○議長（子安健司君） 日程第4、報告第2号 令和2年度関ヶ原町一般会計継続費精算報告書についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） おはようございます。

それでは、報告第2号 令和2年度関ヶ原町一般会計継続費精算報告書について御説明申し上げます。

令和元年度、令和2年度の2か年事業として継続費を設定し、事業を進めてまいりました歴史民俗資料館改修事業が終了いたしましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定に基づき、議会へ報告するものでございます。

なお、細部につきましては地域振興課長から説明をいたさせます。

○議長（子安健司君） 難波地域振興課長。

○地域振興課長心得（難波真哉君） 失礼いたします。

報告第2号 令和2年度関ヶ原町一般会計継続費精算報告書について詳細説明をさせていただきます。

議案の2ページを御覧ください。

岐阜関ヶ原古戦場記念館のオープンに合わせ、令和元年度と令和2年度にかけて実施しました歴史民俗資料館改修事業の精算報告でございまして、本体工事及び附帯工事の一部に要した経費でございます。

表の中央辺りに示されております実績にて説明をさせていただきます。

初年度の令和元年度におきましては、支出済額6,673万7,814円でございます。財源につきましては、県支出金として4,449万2,000円。こちらは、グランドデザインの事業の関連補助金でございます。その他としまして2,000万円、こちらは教育施設基金を取り崩し、充当をしております。あと、一般財源として224万5,814円でございます。

続きまして、2年目の令和2年度につきましては、支出済額5,377万3,520円、財源につきましては、県支出金3,562万7,000円、教育施設基金1,000万円、一般財源814万6,520円でございます。

令和元年度と2年度を合計しまして、支出済額1億2,051万1,334円、財源につきましては、県支出金8,011万9,000円、教育施設基金3,000万円、一般財源1,039万2,334円でございます。

報告第2号 令和2年度関ヶ原町一般会計継続費精算報告書についての詳細説明は以上でございます。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

以上で報告第2号の報告を終わります。

日程第5 承認第4号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第5、承認第4号 令和3年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 承認第4号の令和3年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

看護小規模多機能型居宅介護施設への新規利用者の増に伴い、介助業務を担う会計年度任用職員1名の人件費等121万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億5,442万2,000円とする令和3年度介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）を専決処分により定めましたので、ここに御報告申し上げ、議会の承認を求めるものでございます。

なお、詳細説明につきましては省略をさせていただきます。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第6 承認第5号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第6、承認第5号 令和3年度関ヶ原町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 承認第5号 令和3年度関ヶ原町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

法人町民税の過誤納金還付金400万円と弁護士委託料33万円、合わせて433万円を追加し、歳

入歳出予算の総額をそれぞれ38億4,380万2,000円とする令和3年度関ヶ原町一般会計補正予算（第4号）を専決処分により定めましたので、ここに御報告申し上げ、議会の承認を求めるものでございます。

なお、詳細説明につきましては省略をさせていただきます。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第5号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第7 議案第65号について（議案朗読・提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第7、議案第65号 関ヶ原町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

職員に議案を朗読いたさせます。

○議会書記（高木聖敏君） 議案第65号 関ヶ原町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて。

本町の教育委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。令和3年9月8日提出、関ヶ原町長 西脇康世。

住所、関ヶ原町大字玉876番地の3。氏名、小林洋。生年月日、昭和41年1月23日。

○議長（子安健司君） 本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第65号について御説明を申し上げます。

現在、教育委員会委員である小林洋氏において、本年9月30日の任期満了に伴い、引き続き同氏を選任いたしたく、議会に同意を求めるものでございます。

なお、詳細説明につきましては省略をさせていただきます。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第65号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

日程第8 議案第66号について（提案説明・質疑）

○議長（子安健司君） 日程第8、議案第66号 関ヶ原町過疎地域持続的発展計画についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第66号について御説明申し上げます。

本年4月1日に関ヶ原町が過疎地域に指定を受けたことに伴い、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定により関ヶ原町過疎地域持続的発展計画を策定するために提出するものでございます。

なお、細部につきましては企画政策課長から説明をいたさせます。

○議長（子安健司君） 高木企画政策課長。

○企画政策課長（高木久之郎君） 関ヶ原町過疎地域持続的発展計画の詳細説明をさせていただきます。

別冊の計画書をお願いいたします。

1枚おめくりいただき、目次により今回の計画の構成を説明させていただきます。

1ページから基本的な事項として、関ヶ原町の概況、人口及び産業の推移と動向、行財政の状況、地域の持続的発展の基本方針、地域の持続的発展のための基本目標、計画の達成状況の評価に関する事項、計画期間、公共施設等総合管理計画との整合、13ページからは、移住・定住・地域間交流の促進、人材育成、産業の振興などの現況と問題点、その対策、事業計画を記

載しております。

9ページをお願いいたします。

地域の持続的発展の基本方針として、本計画では総合計画を町の自立促進のための指針とし、総合計画に掲げるまちづくりの将来像、基本理念、基本目標を地域の持続的発展のための基本方針として位置づけます。

12ページをお願いいたします。

地域の持続的発展の基本方針に基づき達成すべき基本目標ですが、関ヶ原町は人口減少が著しいことを鑑み、人口、転入数、転出数、出生数の各項目を目標としました。

人口につきましては、昨年度行われた国勢調査の速報値を基準とし、まち・ひと・しごと創生人口ビジョンの将来展望シミュレーションにおいての2025年の人口を目標といたしました。計画期間は、令和3年度から令和7年度の5か年とします。

13ページからは項目ごとの現況と問題点、その対策、事業計画が掲載され、この事業計画に記載された事業が過疎対策事業債の対象となります。実施に当たっては各年度計画を今後つくってまいります、記載された事業であっても町の財政状況や事業を取り巻く環境、社会情勢の変化などを鑑み、事業実施の判断を行ってまいります。

20ページをお願いします。

過疎地域の産業の振興を図るため、一定の事業用資産を取得した個人や法人が所得税または法人税の特別償却や、地方税の課税免除や不均一課税を行った場合の減収補填を行える区域、業種を記載しました。

47ページをお願いします。

事業計画の中でソフト分を再掲しており、備考欄には事業効果などを記載しております。

また、今回の計画にはSDGsの考え方を取り入れております。この計画ですが、県協議は既に済ましており、議決をいただきましたら国へ提出する運びになります。

以上、簡単ではございますが説明とさせていただきます。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） この計画は、基本的には総合計画や総合戦略が載せられていると思います。私、もう町民の方から、この関ヶ原駅のバリアフリー化事業、これについて早くやってほしいというふうに言われておりまして、この計画はたくさんあると思うんですが、何を優先順位としてやっていくか、もしお考えがあるのならお聞かせ願いたいと思います。

○議長（子安健司君） 西脇町長。

○町長（西脇康世君）　いろいろと過疎に対しての振興策として事業をやっているあかんというのには御存じのとおりだと思います。大きなものとして、過疎地域になる前から課題にありました保育園の統合問題、公民館の改築問題、その他の公共施設等、こういったものの改修問題もございます。当然、前々から田中議員が主として言っておられます駅の改修工事、これについても重要な課題だと認識をいたしておりますが、まだ現在、どういう順番でやっていくかということについては内部で協議を始めたばかりでございます、決まっていない状況でございます。

当然ながら過疎債を使ってやるとは言いながら借金をするわけでございますので、そこら辺の財政状況、こういったものを見極めながら、また駅の改修とかエレベーター設置等につきましては、やはり構造的な問題の解決方法、こういったことについてもＪＲ側との協議がまだ済んでおりませんので、こういったものを進めながら適切な時期に実施したいと考えておりますので、また御理解いただきたいと思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（子安健司君）　７番　楠達男君。

○７番（楠　達男君）　この発展計画そのものについては異論はないんですけれども、課長のほうから提案説明の中にもありましたけれども、我が町には30年度でしたかね、10年計画で総合計画というものがあります。その内容と今回の発展計画との整合性という言葉が使われましたけれども、どういう関連があるのか。私がちょっと一つ疑問に思うのは、総合計画は我が町の最高位の計画だというふうに位置づけられていますね、それに対してこの発展計画はどういう位置づけになるのかということと、それから計画期間が総合計画は10年になっていますけれども、この発展計画は5年ですよ。この5年が過ぎたらこの発展計画はどうなるのか、延長するのかということが一つ疑問としてあります。

それからこれは基本的なことではありますが、我が町が過疎地域に指定されたことに対する町全体、我々議員も含めてですけれども、やっぱりもっと危機感を持つべきではないかと思うんですよ。確かに財政的には支援が受けられて、手厚い保護というか支援がありますけれども、そのことにはある意味では、関ヶ原町はそれだけ人口も減り、財政も厳しくという意味では、非常に危機的な状況だということを私は認識すべきではないかと思います。

ぜひ皆さん、環境がある方は見てほしいんですけれども、今ユーチューブで、北海道の夕張市の現状と、かつての比較が出されています、ずうっと。それを見て改めて思うのは、第2の夕張にしてはいかんわけだし、そうならないと思いますけれども、あれだけの大きな都市、そして炭鉱で栄えたまち、それから観光のまちであったはずの夕張市が人口が4割になってしまったという報道がそのユーチューブでは出されていますけれども、そういう意味では、町長をはじめ行政の皆さんはもちろんですけれども、我々住民、議員含めて、やっぱりこの町が過疎

地域に指定されたということに対する危機感というか、これからの関ヶ原町をどうつくっていくのかということについて、私はもう少し考えるべきではないかというふうに思います。

町長は、この指定に対してどのように今考えておられるのか、そして、これからの関ヶ原町の活性化をどのようにして達成しようとされているのか。それは確かに総合計画とか今回の発展計画に基づいて進めるんだということは分かりますけれども、今も質問がありましたけれども、どこを優先するのか、そして、私は計画のための計画にあってはならないと思うんですよね。計画をつくるのが目的ではないんですよね。計画にうたわれた具体的な施策について進めていく、もちろん優先権は必要でしょう。そこで必要なのは、やっぱりPDCAです。よく言われますけれども、やっぱりチェックをしながらさらに新しいステップを進めていく、そういうことがないと、結局のところは計画をつくってそれで終わりという可能性もないわけではありませんけれどもね、失礼ですけれども。

そういう点で、町長の決意も含めて伺いたいと思います。以上です。

○議長（子安健司君） 西脇町長。

○町長（西脇康世君） 今御指摘いただきましたように、過疎地域に指定されたということは、町がそれだけ人口、財政、両方の面で以前よりも衰退しているということでございますので、そういった意味では非常に残念であるというふうに思っております。何とか早い機会にこの過疎地域の指定から脱却できるように、いろんな施策を取組させていただいて、成果を上げられるようにしていきたいというふうに思っております。

総合計画との位置づけでございますけれども、基本的には先ほど課長のほうから説明いたしましたように総合計画が前提でございます。その中で、過疎から脱却のための地域振興策、これにつながるようなもの、こういったものを過疎計画のほうで取り上げさせていただいて、国・県等の支援をいただきながら事業を進め、そして住みよいまちづくり、また社会基盤の増強、こういったことをさせていただいていくということでの過疎計画をつくらせていただいたということでございます。

そういったことで、この過疎計画にいろいろと文言の足らない部分もありますけれども、多く含めながら過疎債等の事業をできるようにしていきたいということで、過疎債を利用することによって、今まで財源がないということでなかなか実施できなかった事業も以前よりはやりやすくなるということで、スピード感を持ってそういった事業に取組を進めさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

指定の期間につきましては、一応計画的には5年で中間の見直しがされます。ただ、過疎から脱却、指定期間は10年ですので、その10年というスパンの中で、途中で見直しをさせていただきながら計画を進めると。

また、10年で脱却しても、即にはぼんと切られるんじゃないに段階的な措置もいただけますの

で、そういったことも踏まえながら事業を計画的に進めさせていただきたいと思っております。何せ今まで老朽化等を御指摘いただきながらやれない事業が相当ございましたので、こういった事業につきましても、やはり環境整備という面も含めて取組をスピード感を持ってできるように進めさせていただきたいと思っております。

また現在、この計画につきまして今日提案をさせていただきましたけれども、御認可いただけた段階において、速やかに大まかな大きな枠での計画を組んで、年度どういうふうやっていくかということでの案をつくっていききたいなと、そんなふうと思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（子安健司君） 8番 吉田仁君。

○8番（吉田 仁君） 今のお話で、関ヶ原町過疎地域持続的発展計画というのは過疎からの脱却のための計画ということで、その中に総合計画やまち・ひと・しごと総合戦略、また公共施設等の総合管理計画等を取り入れて過疎からの脱却を図るということなんですが、この計画書で過疎からの脱却を図るための目標の数値というのが、これは12ページにある基本目標で人口の目標値を一つ設定しておりますが、それ以外の過疎から脱却のための具体的な目標というのはほかにございますか。その辺ちょっとお伺いしたいんですが。

○議長（子安健司君） 高木企画政策課長。

○企画政策課長（高木久之郎君） この計画においての目標は、あくまでも人口を主眼に置かせていただいた計画とさせていただきます。以上です。

○議長（子安健司君） よろしいですか。

ほかに質問はありませんでしょうか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

日程第9 議案第67号について（提案説明・質疑）

○議長（子安健司君） 日程第9、議案第67号 関ヶ原町財政調整基金条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第67号について御説明申し上げます。

基金の確保に向け各会計年度ごとの決算上生じた剰余金について、全部または一部を翌年度に繰り越さないで基金に編入することができる旨の関ヶ原町財政調整基金条例の一部改正を行うものでございます。

なお、詳細説明につきましては省略させていただきます。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

2 番 谷口輝男君。

○2 番（谷口輝男君） すみません。これは自治法の233条の2のただし書でうたっているんですが、この今の1項に書いてある1,000万円以上で積めるわけですね、予算化計上すれば。ということで、これがなぜ必要なのかということと、それから繰入れはいつで、誰が幾らという基金の額を決定するのかということと、地財法による剰余金のいわゆる2分の1を下らないを積み立てるということとの関連性はどうなっているかということで、また剰余金の定義も分かれば教えてください。以上です。

○議長（子安健司君） 高木企画政策課長。

○企画政策課長（高木久之郎君） 1,000万円については予算に計上し、積み立てていくという形ですが、誰が幾らかというのは、当然5月31日現在で関ヶ原町長が決めていくという形になると思います。今回は、233条の2ただし書以降の条例に定めるところによりの規定を適用させていただいておるという形でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（子安健司君） 2 番 谷口輝男君。

○2 番（谷口輝男君） なぜ必要なのかという質問が答えられていないのと、それから例えばこの1,000万円以上とするということで、必ずしも1,000万円じゃなくて、予算化計上して、例えば前年度の剰余金の2分の1以上積むとか、いろいろ、1じゃなくてもいいけど積めるという1項にこの項目があるんですけど、それを覆して、例えば編入すると。例えば、この編入したときに、前年度の剰余金というのは説明すると、いわゆる実質収支なんですね。要は、差引きじゃなくて、それに繰り越した分を引いて実質収支に対して剰余金として扱うものでありますので、その時点でやらなくても、その剰余金が結果出て、次の年に基金で積んでも、翌年度、翌々年度に積めるという地財法の法律があるんで積めるんですけど、なぜここに、これを毎年やるかどうかということも一回教えてください。

○議長（子安健司君） 藤田副町長。

○副町長（藤田栄博君） この条例の改正をなぜするかにつきましては、先ほどから出ています地方自治法233条の2、ここの規定については規定があるんですが、うちの今の条例では1,000万円以上積めるとなっています。しかし、それは予算に計上して積めることです。

今回条例で定めるのは233条の2で、谷口議員が言っておられる翌年度の歳入に編入しなければならない、いわゆるこれを繰越金と用語では言っているんです。それで、繰り越さなければならないんですが、これを条例で定めることによって、通常は繰り越したときに議会の議決

が要るんですが、その議決でやるか、剰余金が出たときにそれを町長の権限でそのまま積めるかの2者1択の選択という意味で2項を定めました。

ですから、わざわざ議会にかけて、例えば2,000万円積みたいというのを行わずに、即座に出納閉鎖が終わった段階で剰余金を積むことができるということで、6月議会とか、何か補正とか、新年度の予算に前もって積んでいくやなくとも、これぐらいは剰余金で出ているから積みばいいだろうということで、速やかに積めるという手法でございます。

そして、地方財政法の谷口議員の言われた第7条の関係ですが、これも実は条例でこのことを定めていない限り、純繰越金の2分の1以上を積むということは実はできないんです。そのことを定めているのは233条の2の地方自治法でありますので、今までこれを定めていなかったもので、地方財政法の7条で一回も執行できなかったということでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（子安健司君） 2番 谷口輝男君。

○2番（谷口輝男君） 今回の補正で1億円上げていますよね、というような形の部分でやるのが主なのか、例えばこっちをやるのが主なのか、どちらなんですか。主にどちらでやられるということか。

○議長（子安健司君） 藤田副町長。

○副町長（藤田栄博君） それは、剰余金、いわゆる繰越金がどれぐらい出るか、あと財政的な観点からそれは町長が決めていくと思います。全て議決でやるのではなくて、財政状況を速やかに把握しながら、やっていくべきことはスピーディーにやっていきたいと思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（子安健司君） 7番 楠達男君。

○7番（楠 達男君） 言われることは分かるけれども、そうすると町長の権限が強くなって、本来なら議会で議決が要るんだけど、条例に定めてあるから町長の判断で幾らでもやれるんだとなると、そのときそのときの町長の考えによってその積立額が変わってくるというようなことで、やっぱり議会を通すということが筋じゃないんですか。その辺はどうなんですか。

○議長（子安健司君） 西脇町長。

○町長（西脇康世君） 確かに今までも基金を積む場合には予算でやるというのが原則だということでしたが、前々から基金が少なくなってくるという話の中で、議事録を読んでいただければ分かりますけれども、何で基金をちょっとでも積まんのやという御指摘をいただいております。そういったことをできんかということで事務方に調査させたところ、こういったことをやっておけばできるということでございました。

それで、予算に組んでからやるのが本来だと私も思っていますが、今まで予算に上げてやろうかと言っておると、だんだん金がなくなってくるということで、これは先細りはちょっと危

ねえなということで、基金まで行けなかったというのは現状でございます。それも前々から御指摘いただいているように、ちょっとでも積んでおけばちょっとでも残るやろうというところの発想から来ておりますので、その点は御理解いただきたいと思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（子安健司君） 8番 吉田仁君。

○8番（吉田 仁君） 行革の一環として歳出の削減ということを非常に求めていますけど、なかなかそれが難しい。だけど、やっぱり前もって基金を積むという行為があれば、そこを聖域として行革を進めざるを得んという状態になるというのは、私は大変いいことやと思っておりますし、時の町長はそのときの判断で基金を積むと、それを独断専行でやられても、私は別に大いに積んでいただきたいということを期待しております。できるだけ早く行革を達成するという方法で進んでいただきたいというふうに思っておりますので、その辺についてはよろしく願いをいたしたいと思います。

○議長（子安健司君） ほかに質疑ありませんでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第10 議案第68号について（提案説明・質疑）

○議長（子安健司君） 日程第10、議案第68号 関ヶ原町在住外国人高齢者等福祉金支給条例を廃止する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第68号について御説明申し上げます。

制度開始から20年以上が経過しており、本町においては平成26年度以降、対象者が存在せず、また支給対象者の条件である昭和元年4月1日以前に出生した者の条件を満たす外国人高齢者は現在本町には居住しておらず、今後も見込みが少ないことから本条例を廃止するものでございます。

なお、詳細説明につきましては省略をさせていただきます。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第11 議案第69号について（提案説明・質疑）

○議長（子安健司君） 日程第11、議案第69号 関ヶ原町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第69号について御説明申し上げます。

移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

なお、細部につきましては産業建設課長から説明をいたさせます。

○議長（子安健司君） 福安産業建設課長。

○産業建設課長（福安健司君） 議案第69号 関ヶ原町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

議案資料2ページをお願いいたします。

またちょっと改正点が多うございますので、少々御説明のほうが長くなることを御容赦いただきたいと思います。

今回の改正につきましては、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、いわゆるバリアフリー法の改正を受け、本条例の参酌すべき基準としていた移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令が合わせて改正されたため、本条例の改正を行うものです。

大きな改正点といたしましては、旅客特定車両停留施設の構造が追加されておりますが、この旅客特定車両停留施設とは、交通の混雑緩和を図る目的のため、バス、タクシーなどの旅客用車両を同時に2台以上停留させる専用ターミナルのことでありまして、この施設の構造等の基準は、道路法、特定車両停留施設の構造及び設備の基準を定める省令によって規定されておりますが、参酌している先ほどのバリアフリー法においてもこの施設の構造に関する基準が追加されたため、この追加をする内容と、もう一点は、自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路の構造に関する基準の追加、あと全体的な字句の変更、条ずれが主な改正点でございます。

それでは、2ページの順次説明をさせていただきます。

まず、目次中「・第2条」を「一第2条の2」に、「歩道等」を「歩道等及び自転車歩行者専用道路等の構造」に、「立体横断施設」を「立体横断施設の構造」に、「乗合自動車停留所」を「乗合自動車停留所の構造」に改正させていただきます。また、第5章「自動車駐車場」（第19条―第29条）を「自動車駐車場の構造」（第19条―第29条）に、「第6章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等（第30条―第34条）」を「第6章 旅客特定車両停留施設の構造（第30条―第40条）、第7章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等（第41条―第45条）」に改めるものでございます。

次に、第2条中、「道路構造令（昭和45年政令第320号）第2条」を「関ヶ原町道の構造の技術的基準を定める条例（平成25年関ヶ原町条例第11号。以下「道路構造条例」という。）第2条」に改めまして、同条第1号中「自転車歩行者道」を「自転車歩行者道、自転車歩行者専用道路、歩行者専用道路」に、「自動車駐車場」を「自動車駐車場若しくは旅客特定車両停留施設」に、「除雪のために必要な幅員」を「除雪のために必要な幅員又は道路構造条例第45条第1項の歩行者の滞留の用に供する部分の幅員」に改めまして、第2条の2として（災害等の場合の適用除外）を加えるものでございます。

次に、「第2章 歩道等」を「第2章 歩道等及び自転車歩行者専用道路等の構造」に改めまして、第2章中の第3条ですが、「自転車歩行者道を設けるもの」を「自転車歩行者道を設ける道路、自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路」に改めまして、第4条第1項中の「関ヶ原町道の構造の技術的基準を定める条例」を第2条中で、以下「道路構造条例」と略称で呼ぶこととしておりますので、「道路構造条例」に改めまして、第2項の次に第3項として自転車歩行者専用道路の有効幅員を、第4項として歩行者専用道路の有効幅員を追加し、改正前の同条第3項中「歩道等の有効幅員」を「歩道若しくは自転車歩行者道（以下「歩道等」という。）又は自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路（以下「自転車歩行者専用道路等」という。）の有効幅員」に、「歩道等」を「歩道等又は自転車歩行者専用道路等」に改めまして、同項を同条第5項とするものでございます。

次に、第5条第1項及び第2項中と第6条第1項中の「歩道等」を「歩道等又は自転車歩行者専用道路等」に改めまして、第6条第2項中の「の横断勾配」の部分を「又は自転車歩行者専用道路等の横断勾配」に改めるものでございます。

次に、「第3章 立体横断施設」を「第3章 立体横断施設の構造」に改め、第3章中の第12条第2号中の「装置」を「設備」に、第5号中の「により、籠外から籠内が」を「又は籠外及び籠内に画像を表示する設備が設置されていることにより、籠外にいる者と籠内にいる者が互いに」に、第8号、第9号及び第13号中の「装置」を「設備」に改めまして、第13条各号列記以外の部分中の「以下」を「以下この条において」に字句を改めるものでございます。

次に、「第4章 乗合自動車停留所」を「第4章 乗合自動車停留所の構造」に、続きまして「第5章 自動車駐車場」を「第5章 自動車駐車場の構造」に字句を改めるものでございます。

次に、改正前の第6章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等につきましては、改正後につきまして、第6章 旅客特定車両停留施設の構造の1章を追加するため、第7章へ章及び各条が条ずれいたしますので、後ほど御説明させていただきます。

改正後に新たに追加されました第6章 旅客特定車両停留施設の構造の第30条につきましては、通路の構造でございます。歩行者の通行に供する通路部分から、バス等の乗降場までの幅

員等を定めたものでございます。

次に、第31条につきましては出入口の構造でございます。前条の通路との出入口については、誰もが分かりやすい配置や車椅子の利用者等が遠回りにならない動線上の出入口を移動等円滑化する配慮が必要となりますが、その構造について定めたものでございます。

次に、第32条につきましては、エレベーターの構造でございます。エレベーターにつきましては、全ての利用者が円滑に利用できるよう配慮が必要となりますが、その構造について定めたものでございます。

次に、第33条につきましては、傾斜路の構造でございます。移動等円滑化された通路に設ける傾斜路、いわゆるスロープの構造について定めたものでございます。

次に、第34条につきましては、エスカレーターの構造でございます。これも移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターについて、その構造を定めたものでございます。

次に、第35条につきましては、階段の構造でございます。階段につきましては、本条例第16条第2号から8号及び第10号、第11号で定めております規定を準用することを定めたものでございます。

次に、第36条につきましては、乗降場の構造でございます。バス及びタクシーを乗り降りする場所の構造について定めたものでございます。

次に、第37条につきましては、運行情報提供設備の構造でございます。バスの時刻表等の情報を文字や音声で提供する設備を設ける規定を定めたものでございます。

次に、第38条につきましては、便所の構造でございます。旅客特定車両停留施設に便所を設ける場合に、本条例の第27条から第29条までを準用することなどを定めたものでございます。

次に、第39条につきましては、乗車券販売所、待合所及び案内所の構造でございます。それぞれの施設において全ての利用者が円滑に利用できるよう、配慮するための構造について定めたものでございます。

次に、第40条につきましては、券売機の構造でございます。

券売機につきましても、高齢者や障害者等の円滑な利用に適した構造とするよう定めたものでございます。

続きまして、第7章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等でございます。

先ほど申し上げましたとおり、本章は改正前では第6章で定められておりましたが、改正後は第6章に旅客特定車両停留施設の構造が追加されましたので、章及び条ずれが生じたものでございます。

まず第41条につきましては、改正前の「第30条」を「第41条」とし、本条に旅客特定車両停留施設に設置される案内標識の構造について、第3項から第6項まで新たに加えるものでございます。

次に、第42条につきましては、改正前の「第31条」を「第42条」とし、第1項中の「歩道等」を「歩道等、自転車歩行者専用道路等」に、「及び自動車駐車場」を「並びに自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設」に改め、本条に旅客特定車両停留施設に設置される視覚障害者誘導用ブロックの構造について、第2項及び第3項として新たに加えた後、改正前の「第2項」を新たに「第4項」に、「第3項」を「第5項」に項ずれさせるものでございます。

次に、第43条につきましては、改正前の「第32条」を「第43条」とし、第1項中の「歩道等」を「歩道等又は自転車歩行者専用道路等」に改め、本条に旅客特定車両停留施設に設置される休憩施設の構造について、第2項及び第3項を新たに加えるものでございます。

次に、第44条につきましては、改正前の「第33条」を「第44条」とし、第1項中の「歩道等」を「歩道等、自転車歩行者専用道路等」に、「及び自動車駐車場」を「、自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設」に改め、同項ただし書中の「及び自動車駐車場の路面」を「、自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設の路面又は床面」に改めるものでございます。

次に、第45条につきましては、改正前の「第34条」を「第45条」とし、条中の「歩道等」を「歩道等、自転車歩行者専用道路等」に改めるものでございます。

なお、この条例は、公布の日から施行させていただきます。以上でございます。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

1 番 高木博之君。

○1 番（高木博之君） すみません、資料の2ページですけど、課長の言われた自転車歩行者専用道路と歩行者専用道路と旅客特定車両停留施設、これって町内に該当するところはあるんですか。

○議長（子安健司君） 福安産業建設課長。

○産業建設課長（福安健司君） 現在のところございません。

○議長（子安健司君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第12 議案第70号について（提案説明・質疑）

○議長（子安健司君） 日程第12、議案第70号 令和3年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計への繰入金の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第70号について御説明申し上げます。

サービス収入の不足のため、令和3年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計への繰入金を7,265万2,000円から8,648万4,000円へ変更するため、本案を提出するものでございます。

なお、詳細説明につきましては省略をさせていただきます。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第13 議案第71号について（提案説明・質疑）

○議長（子安健司君） 日程第13、議案第71号 令和3年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計への繰入金の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第71号について御説明申し上げます。

消費税還付金の増のため、令和3年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計への繰入金を2億2,505万5,000円から2億2,454万1,000円へ変更するため、本案を提出するものでございます。

なお、詳細説明につきましては省略をさせていただきます。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前9時54分

再開 午前10時05分

○議長（子安健司君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第14 議案第72号について（提案説明・質疑）

○議長（子安健司君） 日程第14、議案第72号 令和3年度関ヶ原町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第72号について御説明申し上げます。

歳出の主な内容につきましては、新型コロナウイルス感染症はいまだ拡大しており、家計や事業者の経済活動への影響が生じている状況が続いていることから、支援対策といたしまして、地域応援商品券事業や小規模事業者持続化補助金の支援や、感染対策事業では、ふれあいセンターや町民プールのトイレ洋式化と手洗い自動水栓化への改修など新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業、計6,454万6,000円や財政調整基金への積立金1億円など総額1億9,353万円を追加し、歳入歳出予算の総額を40億3,733万2,000円とする令和3年度関ケ原町一般会計補正予算（第5号）を定めたいので、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては、それぞれ担当課長から説明をいたさせます。

○議長（子安健司君） これより詳細説明を求めますが、あらかじめ指名はいたしませんので、歳出から順次説明をお願いいたします。

○総務課長（澤頭義幸君） 議案第72号、関ケ原町一般会計補正予算（第5号）につきまして詳細説明をさせていただきます。

歳出のほうから御説明を申し上げます。

議案書の39ページをお願いいたします。

まず総務費、総務管理費の財産管理費の需用費でございます。こちらにつきましては、旧今須小中学校跡地の管理事業におきまして、本年4月から所管替えに伴いまして若干電気料の見込みに誤りがあり、不足見込み分を144万円お願いするものでございます。

また同時に、小中学校の中の既存におきまして防犯セキュリティーが設置をされておりましたが、そのカメラの位置の変更に伴う修繕料6万8,000円、合わせまして150万8,000円を補正させていただくものでございます。

次に、工事請負費でございます。

こちらにつきましては、新型コロナウイルス感染症防止対策によりまして、現在ウェブの会議、また研修等が増加をしている状況でございます。本町のメディアコンバーターは庁舎建設当時に整備したものであり、10年以上が経過しており、通信速度不足により通信に支障を来している状況でございます。よって、インターネット関連機器の容量を増やし、今回ギガ対応にすることにより、町有の主要施設、14施設にあるインターネット設備の強化を図るため、各施設の光回線、メディアコンバーターの取替えの工事費であります276万7,000円を補正させていただくものでございます。

なお、一部財源といたしまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用させていただくものでございます。

○企画政策課長（高木久之郎君） 財政調整基金費、財政調整基金に1億円積み立てるものでございます。以上です。

○総務課長（澤頭義幸君） 続きまして、生活安全対策費でございます。

こちらの工事請負費の42万9,000円でございますが、通称戦国ロード、藤下地内におきまして速度超過などによる路外への逸脱する事故が増加をしている状況でございます。所轄の警察との現地踏査、また協議をさせていただき、事故軽減を図るため注意喚起標識の設置を行う工事費を補正させていただくものでございます。

次に、備品購入費でございます。

新型コロナウイルスの感染症防止対応といたしまして、小・中学校の体育館において冬季の換気時における防寒対策のため、ジェットヒーターを各2台ずつ、計4台の購入費88万7,000円を補正させていただくものでございます。こちらについても一部財源を新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用するものでございます。

○企画政策課長（高木久之郎君） 諸費、ふれあいバス運行委託料について、過疎対策事業債充当による財源組替えでございます。以上です。

○住民課長（西村克郎君） 同じく39ページの民生費、社会福祉費、社会福祉総務費の繰出金1,383万7,000円でございますが、介護サービス事業特別会計の繰出金1,383万2,000円、また国民健康保険特別会計の繰出金5,000円でございます。

続きまして、老人福祉費の扶助費、老人日常生活用具給付等事業助成金28万5,000円でございますが、こちらは独り暮らしの高齢者が緊急時にボタン一つで連絡ができる緊急通報装置の設置費用でございます。設置をされる方が増加しておりまして、当初の予算が不足する見込みのため、補正をさせていただくものでございます。

福祉医療費、償還金利子及び割引料の福祉医療助成事業補助金返還金でございますが、前年度の県福祉医療助成事業補助金の額が確定いたしましたので、返還金271万円を補正させていただくものでございます。

財源の内訳でございますが、医療費助成事業に過疎対策事業債を充当させていただきますので、財源の組替えをしてございます。よろしくお願いいたします。

○診療所事務局長兼医療保健課長（徳永英俊君） 続きまして、40ページをお願いします。

衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費、報酬14万5,000円は、管理栄養士職員の産前・産後育児休暇予定に伴い、食育基本法や母子保健法に基づき行われる母子保健事業業務において、専門的な知識を有する管理栄養士の職員の休暇期間、臨時的に雇用したいため追加補正するものでございます。

次に、繰出金1,125万9,000円の減は、国民健康保険特別会計（直診勘定）への繰出しの減でございます。

続きまして、予防費、補正総額934万4,000円につきましては、新型コロナワクチン接種事業実施に伴う補正でございます。

節3職員手当等21万8,000円は、休日の集団接種において管理職職員が統括責任者として勤

務を行ったことに対し、手当を支給するため18万円を補正計上し、また接種事業の精算業務をしていただく会計年度任用職員の雇用の延長に伴い、期末手当3万8,000円を追加するものでございます。

続きまして、委託料につきましては、国の負担事業として8月に追加実施することとなった集団接種に伴い、医療機関への接種委託料82万1,000円を追加。時間外及び休日の接種について国より接種費用の上乗せ等の通知がなされたため、通常の接種委託料に時間外並びに休日の実施回数に応じて上乗せ分を加算するため実績により積算し、336万円を計上し、各医療機関へ支払う予防接種委託料として合計418万1,000円を追加補正させていただきます。

また、国の医療従事者確保対策による補助事業として、集団接種において接種会場へ時間外または休日に医師及び看護師を派遣した医療機関に対し、別途派遣委託料を支払うこととなったため実績により積算し、医療従事者派遣事業委託料210万9,000円を追加補正するものでございます。

続きまして、節18負担金補助及び交付金283万6,000円は、ワクチン接種を促進させるため、時間外や休日に個別接種を実施した町内の医療機関に対し、接種1回当たり2,000円を協力金として交付するものです。ただし、1日に50回以上の接種を実施した場合、県から1日当たり10万円を交付するという包括支援交付金事業がありますので、それとは重複できないため、50回を超えた回数分、例えばですが、休日に60回接種の場合、残りの10回分を町が交付するというものでございます。

続きまして、目の3健康増進事業費の節7報償費7万2,000円は、管理栄養士職員の産前・産後育児休暇に伴い、その期間の間、健診結果説明会への保健指導において人員が不足するため、現在やすらぎの各事業においてお手伝いしていただいている栄養士の資格を有する方が2名おりまして、業務に精通しているということもあり、現在お願いしている保健指導の回数を増やすことで人員不足を補い、休暇期間中実施していくこととしたいため、7万2,000円の追加を計上させていただいております。

○産業建設課長（福安健司君） 続きまして、農林水産業費、農業費、農業振興費の負担金補助及び交付金99万2,000円につきましては、荒廃農地等利活用促進事業費補助金及び中山間地域等担い手育成総合支援事業費補助金でございます。

荒廃農地等利活用促進事業費補助金は、認定農業者や法人格を有した営農組織等の地域の担い手が、自らの営農エリアに存在する耕作放棄地の解消・再生を行う経費に対し、県が4分の1、町が4分の1助成するものでございます。

中山間地域等担い手育成総合支援事業費補助金は、地域の中心となる形態が地域における話し合いの下、担い手への農地集積を図る上で課題となる畦畔管理の省力化への取組として、畦畔防草シートの敷設実証実験に要する費用の一部を県が助成するものでございます。

○地域振興課長心得（難波真哉君） 続きまして、商工費、商工費、商工業振興費4,172万5,000円の補正でございます。内訳として需用費85万6,000円。こちらは、地域応援商品券事業における消耗品費16万3,000円、並びに印刷製本費69万3,000円でございます。コロナ禍における地域事業者への経済対策として町内の消費活性化を促進するために、11月1日時点における全町民に対して5,000円分の商品券を無料配付するものでございます。その事業に係る消耗品や商品券の印刷代等でございます。

続きまして、41ページを御覧ください。

役務費123万円、こちらも地域応援商品券事業における通信運搬費でございます、商品券の発送代等でございます。

続きまして、備品購入費31万4,000円。こちらは、商品券を数えるための計数機の購入費でございます。地域応援商品券事業という記載はございませんが、こちらも地域応援商品券事業の一環でございます。

負担金補助及び交付金3,932万5,000円、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金負担金157万5,000円。こちらは、県が要請する休業や営業時間の短縮に協力した飲食店等に対して支給する協力金の市町村負担分で、県が95%、市町村が5%負担するもので、その市町村負担分の5%分でございます。

地域応援商品券事業費補助金3,400万円。こちらは、無料商品券5,000円の全町民6,800人分でございます。

小規模事業者持続化補助金375万円。こちらは、県が実施する小規模事業者持続化補助金の交付を受けた事業者に対し、事業者が負担する3分の1の経費を町が補助するものでございます。対象となる事業は、商工会の助言を受けて経営計画を作成し、その計画に沿ってアフターコロナに向けた事業転換や業務転換、また新分野、新事業への展開などに取り組む事業でございます。75万円の5事業者分を予定しております。

続きまして、グリーンウッド関ケ原管理費459万4,000円の補正でございます。職員手当等3万円、期末手当でございます。

工事請負費456万4,000円。こちらは、グリーンウッド関ケ原のトイレの改修工事でございます。共同棟及び事務所棟の男子トイレ3か所、女子トイレ3か所、計6か所の洋式改修を行うものでございます。

なお、財源でございますが、40ページの商工業振興費とグリーンウッド関ケ原管理費を合わせまして、商工会助成事業の財源の組替えもございまして、国庫支出金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございますが4,294万円、地方債、過疎対策事業債でございますが800万円、一般財源につきましては462万1,000円の減額でございます。

○産業建設課長（福安健司君） 続きまして、土木費、道路橋梁費、道路橋梁維持費の工事請負

費700万円につきましては、年間を通じて行います道路等維持修繕工事に対する増額でございます。年度当初に道路等維持修繕工事におきまして、町道玉六反田線の維持修繕に多額の費用を要しまして、今後の維持修繕費に係る工事費が不足する見込みであるため補正をお願いするものでございます。

続きまして、道路橋梁新設改良費の工事請負費100万円及び補償補填及び賠償金20万円につきましては、町道中町松尾稻荷線と稻荷2号線の交差点改良に要する工事費及び電柱支線の移設に要する費用でございます。本交差点につきましては交差部が鋭角で交わっておりますので、脱輪の危険があるため、この鋭角部分の拡幅を行うものでございます。

続きまして、土木費、都市計画費、都市計画総務費の繰出金51万4,000円の減額につきましては、公共下水道事業特別会計繰出金の減額によるものでございます。

○総務課長（澤頭義幸君） 議案書42ページをお願いいたします。

消防費の非常備消防費、需用費の修繕費でございます。こちらは毎年5月頃に非常備消防の器具点検を実施しておりますが、今回の点検におきまして小型動力ポンプ1台が真空ポンプの故障が確認され、またポンプ車1台にパッキンや止水弁の不良が確認をされ、早急な修繕が必要ということでございますので、修繕料50万1,000円の補正をお願いするものでございます。

○教育課長（兒玉勝宏君） 教育費のほうでございます。

小学校費、教育振興費、備品購入費の388万1,000円についてでございます。

電子黒板の整備につきましては国が現在示している台数基準を充足することを目的に、関ヶ原小学校へ3台を購入するというものでございます。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金での整備を予定しております。

負担金補助及び交付金68万8,000円は、関ヶ原小学校の校外研修及び修学旅行におきまして、コロナ対応により密にならないためのバスの増車分に対して補助をするものでございます。

次に、中学校費のほうをお願いします。

学校管理費の負担金補助及び交付金15万8,000円につきましては、関ヶ原中学校の剣道部が個人の部におきまして全国中学校剣道大会へ、団体の部におきまして東海大会へ出場をそれぞれいたすということになりましたので、旅費などを補助するものでございます。

教育振興費、備品購入費の517万4,000円は、関ヶ原中学校の電子黒板4台の購入費用。負担金補助及び交付金の70万9,000円につきましては、岐阜県の補助事業でございます清流の国ふるさと魅力体験事業を活用しての2年生の乗鞍自然の家研修に対する補助金、また修学旅行におけるバスの増車分の45万9,000円でございます。

めくっていただきまして、社会教育費のほうをお願いいたします。

社会教育総務費の需用費35万2,000円につきましては、宝有児童公園の滑り台が安全点検における指摘もございまして、修理をしないと使えないということになりましたので、その修繕

費用。公民館費の需用費19万円は、3階の放送設備がアンテナの不調で一部音が鳴らないという不具合がありますので、その修繕料。ふれあいセンター管理費の工事請負費429万円は、図書館のトイレの洋式化及び施設内使用トイレ内の手洗いの自動化への変更工事の費用でございます。こちらは新型コロナ交付金を活用する予定でございます。

そのふれあいセンター管理費の中の補正額の内訳欄を御覧ください。

地方債1,990万円と繰入金の2,000万円の減額につきましては、ふれあいセンターの大ホール屋根防水工事につきまして、当初基金の取崩しを予定していたものにつきまして過疎対策事業債に財源を変更するものでございます。

下の保健体育費のほうをお願いいたします。

町民プール管理費の工事請負費125万8,000円は、新型コロナウイルスの交付金を活用してトイレの洋式化を行う工事費用でございます。

続きまして、運動広場管理費の委託料60万7,000円。こちらは、旧今須小中学校のグラウンドにつきまして、今年度4月から今須グラウンドとして社会教育施設として管理をさせていただいておりますが、隣地との境ののり面におきまして防草シートを張るということをいたすとともに、既に草刈り委託料が不足しましたので、1回分増させていただくものでございます。

歳出につきましては以上のとおりでございます。

○企画政策課長（高木久之郎君） 続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

36ページをお願いいたします。

国庫支出金、国庫負担金、衛生費国庫負担金、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金418万1,000円。新型コロナウイルスワクチン接種を実施することの負担金でございます。

国庫補助金、総務費補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金290万円。公共施設メディアコンバータ取替工事及び新型コロナウイルス感染症対策備品購入費に充てるものです。

保健衛生費補助金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金516万3,000円。新型コロナウイルスワクチンの接種のための必要な体制の確保に充てるものでございます。

小中学校費補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金820万円。オンライン授業環境整備備品購入に充てるものです。

社会教育費補助金、同交付金380万円、ふれあい図書館のトイレ洋式化及びふれあいセンタートイレの自動水栓化に。保健体育費補助金、同交付金110万円、町民プールトイレ洋式化に。商工費補助金、同交付金4,294万円、地域応援商品券事業及び小規模事業者持続化補助金、グリーンウッド共同棟及び管理棟トイレ洋式化にそれぞれ充てるものでございます。

37ページをお願いいたします。

県支出金、農業費補助金、中山間地域等担い手育成総合支援事業費補助金20万円。事業費に

対する県補助でございます。荒廃農地等利活用促進事業費補助金39万6,000円。同じく事業費に対する県の補助でございます。

教育費委託金25万円。岐阜県との清流の国ふるさと魅力体験事業委託契約による委託金でございます。

財産収入、財産売却収入、不動産売却収入4,098万6,000円。関ヶ原石材地内においての法定外公共物の用途を廃止し、売却するものでございます。

繰入金、基金繰入金、教育施設基金繰入金2,000万円の減。ふれあいセンター屋根防水工事を過疎対策事業債に充当するための減でございます。

38ページをお願いいたします。

繰越金でございますが、前年度繰越金5,851万4,000円を充当させていただきます。

町債についてですが、今回の補正予算、一般会計分として、ふれあいバス運行事業、ふれあいセンター屋根防水事業、商工会助成事業、医療費助成事業について過疎対策事業債を充当させていただき、第2表に地方債の追加をさせていただくものです。

以上が今回の一般会計補正予算の内容でございます。御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

2番 谷口輝男君。

○2番（谷口輝男君） 歳入の関係で1つだけなんですけど、町債の38ページです。

町債の民生債の1,100万円、医療費助成に対しての過疎対策事業債なんですけど、医療費助成の額というか、1,100万円という数字の根拠というか、どこから1,100万円という数字が出たかを教えてください。

○議長（子安健司君） 高木企画政策課長。

○企画政策課長（高木久之郎君） 今回、ソフト対策に関しては、上限が3,500万円となっております。町商工会助成費800万円、ふれあいバス600万円、医師確保事業1,000万円、福祉医療費助成1,100万円で3,500万円というふうになります。

〔挙手する者あり〕

○議長（子安健司君） 2番 谷口輝男君。

○2番（谷口輝男君） 今の3,500万円のうちの残りの分を医療費助成に充てたという、医療費助成なんて6,000万円とか7,000万円近く支出はあるんですけど、そのうちの1,100万円というのは、この3,500万円の残りの分を1,100万円ここに充当したということですね、単純に。

○企画政策課長（高木久之郎君） はい。

○議長（子安健司君） ほかはございませんでしょうか。

〔挙手する者あり〕

7番 楠達男君。

○7番（楠 達男君） まず介護サービス事業への繰出金1,383万円、これは看多機事業への繰出金のことだと思います。それに関して質問ですが、現場の職員の方、そして看護スタッフの方の努力は非常に聞いておりますし、本当に御苦労さまですというふうに改めてお礼を申し上げたいんですが、現時点での利用者さんの数だとか、今後の見通しが分かる範囲で結構ですけれども、教えていただきたいというのが1点ですね。

そして、まだ分かりませんが、今年度の収支見通しについてどのように考えておられるのか、併せてお願いをします。

それから42ページの教育費、オンライン関係の備品購入ということで理解しましたけれども、今後の関ヶ原町における感染の状況が分かりませんが、全国的にオンライン授業を始めた地域もあるという報道もありますけれども、関ヶ原町においては、今後そのようなことについてはどのように考えておられるのか。もし最悪の場合、感染が拡大したときに、当然オンライン授業ということがありますが、この予算をもって電子黒板とかタブレットの問題がクリアされて、いつでもオンラインができますよという理解でよろしいんですか、教えていただきたいということ。

それからこの教育費に関して、小・中学校の旅行だとか研修費の補助で、今提案説明では感染リスクを下げるために何班かに分けるというのか、バスを何台かにする、その辺大丈夫かという心配があるんです、感染リスクがね。結局、何台かに分けたといっても小さなバスに何十人か単位で乗るわけだと思いますけれども、その辺はリスク管理という点で大丈夫かということ。

それから関連して、この小学校の修学旅行とか宿泊研修代金の補助金について、これだけはコロナ関係の国の補助金の対象外じゃないんですか。対象になっていますか、これは。それならいいんですが、今までの説明の中ではこれは対象外だというふうに聞いていたものですから、あえて質問するんですが、そういう理解でよろしいですか。以上です。

○議長（子安健司君） 吉森介護事業課長。

○介護事業課長（吉森明博君） 先ほどの介護サービス事業の繰出金についてのことで返答させていただきます。

現在の今日時点の利用者数でございますが、11名という形で利用されてございます。現状、この4月から開所しまして、今5か月たちましたけれども、この間も一応利用者が大体10名から12名の中で推移しておりまして、一応利用されたにもかかわらず亡くなられたという方が5名見えまして、なかなか利用者の増につながらないのが現状でございます、当初予算では月

15名の利用という形で収入を見込んでおりましたが、現状、なかなか大体平均として12名という推移でございますので、月5名ほどの減収が見込まれるという中で、月々サービス収入につきましては100万円ほどの減収という形になります。

後ほど議案第76号の補正予算でも説明させていただくことになりますが、そういった現状でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（子安健司君） 中川教育長。

○教育長（中川敏之君） では、私のほうから2点、1つ目はオンラインの関係と、もう一つは補助金で、バスは大丈夫かというお話についてお答えします。

まずオンライン授業についてでございますが、今朝の新聞ですと、養老小学校が1年から4年まで学年閉鎖ということが書いてございました。理由は、留守家庭の関係の感染者の関係でというようなことが書いてございましたけれども、そういったことからしまして、今2学期が始まりまして、とにかく感染予防は徹底しながら平常の授業を進めております。

オンライン授業につきましては、今週と来週にかけまして子供たちはタブレットを持ち帰らして、家庭との通信を確かめに入ります。小学校は、昨日と、そして明日行います。中学校は来週1日かけて、そういったことを確かめながら、いつ学校が休校になってもいいように進めてまいります。それがお答えでございます。

2つ目の、バスを増やして、じゃあそれでも大丈夫かというお話でございますが、実際、関ヶ原中学校がこの補助金の対象になっています乗鞍研修を今月末に計画しておりましたけれども、これは中止しました。つまり、状況を見ながら、その補助金を使ってでも行けるかどうかという判断は今後もしていきますし、あくまでもこれは予算取りということで上程しておりますけれども、今後、修学旅行につきましても延期しながら状況を見ながら、業者と相談しながら進めてまいります。

とにかく子供たちの安心・安全を保障するという意味で、慎重に検討しながら進めてまいりますので御理解ください。以上です。

○議長（子安健司君） 兒玉教育課長。

○教育課長（兒玉勝宏君） 失礼いたします。

42ページの関係でございます。修学旅行、それから宿泊研修代替事業の補助金につきましてですが、今回の話でいきますと、これは補助対象になるんですが、この両方を足しますと、およそ100万円程度になるんですが、これについては既に額が補助の全体の枠を超えるということで、おおむね、現在要望はされていないということなんです。ただ、対象になっているので、もうその金額が枠に収まれば、また追加でできるというようなことは聞いております。

必要な事業ということで、今回、昨年同様上げさせていただいているということですので、御理解をいただきたいと思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（子安健司君） 5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 40ページです。

農業振興費の荒廃農地等利活用促進事業費補助金ということで、先ほど県が4分の1、町が4分の1ということでしたが、一つは、その利活用の内容を教えていただきたいのと、その範囲というのはどの範囲なのか伺いたいと思います。

○議長（子安健司君） 福安産業建設課長。

○産業建設課長（福安健司君） 御質問の答えとして、まずその利活用の内容というのは、今現在耕作放棄地になっている農地を農業生産活動が可能な状態に復旧させることが内容の一つで、利活用と言いつつ、実際は耕作放棄地の再生に当たる形の補助金となりますので、範囲というお話なんですけど、特にその範囲といいますと、農業振興地域内であれば対象にはなりますけれども、ただ実施する方の要件自体が、先ほども御説明の中で申し上げましたが、認定農業者とか、あとは地域の中心となる経営体のような担い手の方が復旧されまして、復旧後、最低2年は農業生産活動に携わっていただかなきゃいけないということで、事業としての活用の枠はございますが、なかなかやっていただける方がいなかった事業ですけれども、今般初めてこの補助金を活用して再生したいという方がお見えになりましたので、補正の予算を上げさせていただいております。以上です。

○議長（子安健司君） ほかに質問はありませんでしょうか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

日程第15 議案第73号について（提案説明・質疑）

○議長（子安健司君） 日程第15、議案第73号 令和3年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第73号について御説明申し上げます。

歳出にオンラインによる資格確認等システム運営負担金の確定に伴う不足分5,000円と、令和2年度の事業費確定に伴う保険給付費等交付金返還金781万円、合わせて総額781万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億3,081万5,000円とする令和3年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）を定めたいので、本案を提出するものでございます。

なお、詳細説明につきましては省略をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

5 番 田中由紀子君。

○5 番（田中由紀子君） 48ページの5,000円のオンライン資格確認等システム運営負担金、もう少し詳しく説明をお願いします。

○議長（子安健司君） 西村住民課長。

○住民課長（西村克郎君） オンライン資格確認等システムの内容でございますが、簡単に言いますと、マイナンバーカードを保険証として使えるかどうかの確認をするシステムということで、よろしく願いいたします。

○議長（子安健司君） ほかがございませんか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

日程第16 議案第74号について（提案説明・質疑）

○議長（子安健司君） 日程第16、議案第74号 令和3年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第74号について御説明申し上げます。

歳出に新型コロナウイルスワクチン接種に係る手当等の追加や、医療情報システムの更新に当たり過疎対策事業を活用し、リースから購入による整備への変更に伴う経費など4,159万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億3,336万3,000円とする令和3年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第2号）を定めたいので、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては国保関ヶ原診療所事務局長から説明をいたさせます。

○議長（子安健司君） 徳永診療所事務局長。

○診療所事務局長兼医療保健課長（徳永英俊君） 議案第74号 令和3年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第2号）について、歳出より御説明させていただきます。

議案書の54ページをお願いいたします。

総務費、施設管理費、一般管理費の職員手当等の160万7,000円の追加補正のうち、特殊勤務手当の36万円は、休日に新型コロナワクチンの集団接種業務に従事したことに伴い、医師に対して手当を支給するもの。また、時間外勤務手当の46万8,000円は、休日に新型コロナウイル

スワクチンの集団接種業務に従事したことに伴い、看護師等の職員に対し時間外勤務手当を支給するため追加補正するものでございます。

次に、期末手当77万9,000円の増は、さきに御議決いただいた補正予算（第1号）のときの人事異動に伴う人件費の補正について、追加で訂正をさせていただきたいということで計上させていただきます。

次に、医業費、医業費、診療費の追加補正額3,998万4,000円は、過疎対策事業とする医療機器の整備のうち、賃貸借による整備を予定していた医療情報システムを購入による整備へ変更とし、当初予算において財源を病院事業債のみ起債を予定していた人工透析装置の仕様を変更することによるものでございます。

なお、当初予算に計上済みの起債を予定していなかった血液分析装置及び心電計につきましても過疎対策事業の対象とするものであり、後で歳入の補正に関係して御説明させていただきます。

委託料につきましては、医療情報システムの整備時期を当初予定していた6月から5か月後の11月とすることから、保守契約期間延長に伴い生ずるものであります。当初予算から更新後のシステム保守料を再精査し、不足分113万円を補正させていただきます。

続きまして、使用料及び賃借料の568万5,000円の減につきましては、医療情報システムの整備を賃貸借から購入によるものに変更したことにより、当初予算計上分全額を減するものでございます。

備品購入費の4,453万9,000円につきましては、医療情報システムの整備を賃貸借料から購入によるものとしたこと及び、人工透析装置の仕様の一部、もともと10人分と見ていたのを9人ということで変更させていただき、医療情報システム4,686万円に仕様変更による人工透析装置の当初予算額との差額分、マイナス232万1,000円を差し引いた額となっております。

続きまして、歳入について御説明させていただきます。

議案書の53ページをお願いいたします。

診療収入、その他診療収入、諸検診収入275万円の増は、5月から8月までに行った新型コロナウイルスワクチンの集団接種に係る収入であります。

次に、繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金1,125万9,000円の減につきましては、新型コロナウイルスワクチンの集団接種に係る収入や予算の組替えにより、一般会計からの繰入金を1,125万9,000円減額させていただきます。

次に、基金繰入金の1,000万円の減につきましては、岐阜大学地域医療医学講座寄附金を過疎対策事業とするため、財源の組替えにより減額させていただきます。

最後に、町債、町債、病院事業債、病院事業債の550万円の増につきましては、医療情報システム、人工透析装置、血液分析装置、心電計の整備に係る起債額8,920万円を過疎対策事業

債と半額ずつとする4,460万円から当初予算額に計上済みの3,910万円を差し引き、不足額を追加補正するものでございます。

過疎対策事業債の5,460万円の増につきましては、病院事業債と同様に、医療情報システムの整備に係る起債額8,920万円の半額4,460万円と、前に述べさせていただいた基金繰入金の1,000万円の減について申し上げた岐阜大学地域医療医学講座寄附金に係る財源の組替えにより、過疎対策事業債1,000万円を計上した合計となり、よって、町債補正額総額としましては合計6,010万円となります。

議案書の51ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正として、ただいま歳入について御説明させていただいており、過疎対策事業債を目的とした限度額5,460万円の地方債の新規の追加及び医療機器整備を目的とする起債限度額3,910万円から550万円増とする限度額4,460万円とする変更をさせていただきたいと思っております。

以上が私からの説明となります。よろしくお願いいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第17 議案第75号について（提案説明・質疑）

○議長（子安健司君） 日程第17、議案第75号 令和3年度関ヶ原町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第75号について御説明申し上げます。

歳出に令和2年度の事業費確定に伴う精算による返還金407万8,000円と過年度に係る還付金が発生し、過誤納等払戻金が生じたので、償還金4万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億5,738万9,000円とする令和3年度介護保険特別会計補正予算（第3号）を定めたいので、本案を提出するものでございます。

なお、詳細説明につきましては省略をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第18 議案第76号について（提案説明・質疑）

○議長（子安健司君） 日程第18、議案第76号 令和3年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第76号について御説明を申し上げます。

歳入では、看護小規模多機能型居宅介護施設の利用状況に伴う財源の見直しをさせていただき、歳出においては、看多機利用者宅への訪問看護の際、確認を怠り、庭石に接触する物損事故に伴う公用車の修繕料、また保険請求先の変更に伴う過誤給付金など、総額26万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億5,468万8,000円とする令和3年度介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）を定めたいので、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては介護事業課長から説明をいたさせます。

○議長（子安健司君） 吉森診療所介護事業課長。

○介護事業課長（吉森明博君） 議案第76号 令和3年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）の詳細説明をさせていただきます。

議案の65ページをお願いいたします。

歳出につきましては、サービス事業費、居宅サービス事業費、訪問看護ステーション事業費の職員手当等3万2,000円と、デイサービスセンター事業費の職員手当等2万6,000円につきましては、会計年度任用職員の期末手当の不足額を補正させていただくものでございます。

同じく、居宅サービス事業費、看護小規模多機能型居宅介護事業費、需用費の修繕料13万9,000円につきましては、本年7月15日に看多機職員が訪問看護のため利用者宅を訪問し、帰り際に車両を発進させ左折しようとした際、庭先の庭石に左側面を接触させるという、一部破損させたことにより補正させていただくものでございます。

なお、修繕に対する費用につきましては、町有自動車災害共済保険の適用を受け、修繕させていただくものになります。

諸支出金、償還金及び還付加算金、償還金の償還金利子及び割引料6万9,000円につきましては、令和3年1月分の訪問看護診療費医療保険の給付請求1件分において、給付請求先の機関誤りにより、社会保険診療報酬支払基金へ戻入するための不足額を補正させていただくものになります。

続きまして、議案書の63ページをお願いいたします。

歳入についてでございます。

サービス収入、介護給付費収入、居宅介護サービス費収入の看護小規模多機能型居宅介護費

収入1,291万6,000円の減額につきましては、4月から6月分の3か月分の利用分、収入月としましては2か月遅れますので、6月から8月分の収入実績によりまして今後の収入見込額を見直しさせていただきまして、補正前予算額である居宅介護サービス費収入1億133万6,000円のうち看護小規模多機能型居宅介護費収入額を1,291万6,000円減額し、8,842万円とさせていただくものでございます。

収入見込額としましては、補正前の予算額においては、月平均15名の利用者により月平均の収入額を311万5,000円との収入見込みをしておりましたが、現状の利用者数が10名から12名で推移しておりまして、この4月から6月の利用分、収入月として6月から8月の収入実績の3か月分の利用実績を踏まえ、9月以降の収入見込額を月平均人数12名とし、現状の介護度別の利用割合により月平均の収入額を212万6,000円とさせていただき、令和3年7月利用分から令和4年3月利用分までの9か月分の収入見込みによりまして、1,291万6,000円を減額させていただくものとなります。

次に、同じくサービス収入、自己負担金収入、自己負担金収入の看護小規模多機能型居宅介護費自己負担金57万6,000円の減につきましては、介護給付費収入の減に伴いまして、サービス利用料金に係る自己負担金収入を合わせて減額させていただくものです。

次に、繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金として1,383万2,000円につきましては、先ほどのサービス収入費の不足により一般会計繰入金として上げさせていただき、繰越金としましては、前年度繰越金として392万8,000円を充てさせていただきます。

次に、議案書の64ページをお願いいたします。

諸収入の雑入につきましても看護小規模多機能型居宅介護事業の4月から6月分の利用分の3か月分の利用実績を踏まえ、今後の収入見込額を見直しさせていただき、利用者の食材料費を120万5,000円の減、施設使用料として283万6,000円の減、また、その他雑入として10万円の減をそれぞれ減額し、町有自動車損害共済金として13万9,000円を増額補正させていただき、雑入としましては合計400万2,000円の減額とさせていただくものになります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 看多機ですが、非常に頑張っておられるということは分かるんですが、なかなか町民の中に、どういうことをやってみえるのかというのが伝わっていない。病院に行っても看多機の看板がないので、どこで何をやっておるのという、そういう感じなんです。もう少しオープンに宣伝するとか、実際の利用者の方の御意見を何かいいお話があれば紹介する

とか、そういう宣伝活動等をやるべきじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（子安健司君） 吉森介護事業課長。

○介護事業課長（吉森明博君） 確かにいまいち認知度が薄いというところで、これまでも、この春先、広報紙の書面に載せていただいたり、またホームページでも掲載はさせていただく中で周知はさせていただいておる状態でございます。

また、診療所の内部ですが、入ってちょうど中央の待合席のところには、一応「看多機事業所」という、ちょっと分かるような形にはしてあるんです。ちょうど入ったところかな、入り口に一応貼ってはありますが、いまいち事業の内容が浸透されていないというところの現状がございますので、今後、改めてそういったことで、書面により広報紙等も、なおかつちょっと密度の濃い宣伝活動をしていきたいと思っております。

また、他の施設の病院、そういったことの一応広域的な相談のところには、いろいろ看多機事業としての認知度を深めていただくために、こちらからいろいろ御紹介もさせていただいておる状態ではございますが、なかなか利用者のこういった金銭的な財政的な面もございましてしょうし、町内の方限定というところもございまして、また利用される方が、ほとんどの方がやっぱりみとりとか、そういったことを重要視されている方が多いので、なかなか利用者の増につながらないというのが現状でございますので、これからの宣伝活動につきましては、また見直しさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（子安健司君） 5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 質問じゃないんですけど、愛知県の東栄町というところで、それこそ同じように病院を閉鎖するみたいな話があったときに、町民からリコール運動なんかも起きて大変大騒動があったみたいなんですけど、やっぱりみとりができるという、そういうところはすごい町民の安心につながっていくと思うんです。やっぱりお年寄りの方が高齢になって、やっぱりお連れ合いを亡くして独り暮らしになったというときに、非常に心配をされているという現状があるので、やっぱり安心感につながるような宣伝活動をよろしくお願いします。要望です。

○議長（子安健司君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第19 議案第77号について（提案説明・質疑）

○議長（子安健司君） 日程第19、議案第77号 令和3年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提出理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第77号につきまして御説明申し上げます。

歳出にマンホールポンプ故障に伴う取替え工事費348万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億7,958万5,000円とする令和3年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を定めたいので、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては水道環境課長から説明いたします。

○議長（子安健司君） 山田水道環境課長。

○水道環境課長（山田 勝君） 議案第77号 令和3年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について詳細説明をさせていただきます。

議案書の71ページをお願いいたします。

初めに、歳出より御説明を申し上げます。

目1の公共下水道施設管理費、工事請負費において、関ヶ原製作所西工場の前にございます陣場野マンホールポンプナンバー1及び、中山2号マンホールポンプナンバー2の取替えを行う設備工事348万6,000円を追加するものでございます。

2か所のポンプにつきましては、本年5月に実施いたしました点検において絶縁抵抗値の低下が発見され、稼働停止の可能性が高く、うち中山2号につきましては、この7月より完全に停止をしており1基による単独運転の状態のため、早急に対応が必要なため取替えを行うものでございます。

歳入につきまして、1ページお戻りいただいて、議案書の70ページをお願いいたします。

令和2年度分の消費税の還付金501万1,117円が確定をいたしましたため、議案第71号で御説明をさせていただきました他会計繰入金の一般会計繰入金で51万4,000円を減額、諸収入、雑収入で400万円を増額の補正をさせていただきます。

また、下段の町債、下水道事業債につきましては、1,450万円を過疎対策事業債に財源の組換えを行うものでございます。

御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第20 報告第3号について（提案説明・質疑）

日程第21 議案第78号から日程第29 議案第86号までについて（提案説明・委員会付託）

○議長（子安健司君） 日程第20、報告第3号 令和2年度関ヶ原町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてから、日程第29、議案第86号 令和2年度関ヶ原町水道事業会計決算の認定についてまでを一括して議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） ただいま一括上程されました報告第3号及び議案第78号から議案第86号の決算関連につきまして御説明を申し上げます。

このことにつきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく財政の健全化判断比率と資金不足比率を報告するとともに、地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度一般会計及び各特別会計決算並びに地方公営企業法第30条第4項の規定により、企業会計決算をそれぞれ監査委員の審査意見を付して議会の認定を求めるものであります。

御審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

なお、主要事業の成果につきましては、御手元に配付の令和2年度主要施策の成果及び決算分析表をもって説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

最初に、報告第3号の健全化判断比率及び資金不足比率の報告であります。実質赤字比率並びに連結実質赤字比率につきましては、カウントされませんでした。実質公債費比率は11.0%、将来負担比率は51.7%となり、資金不足比率につきましては、各会計ともカウントされませんでした。

次に、議案第78号から議案第86号の決算認定についてであります。

令和2年度の一般会計の決算規模は、歳入50億4,497万円、歳出47億8,043万2,000円となったところであります。これを令和元年度と比較しますと、歳入は8億4,700万4,000円の増、歳出は8億2,232万7,000円の増となりましたが、内容的には国の特別定額給付金事業や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した各種事業の増等によるものであります。

実質収支といたしましては2億4,479万9,000円の黒字決算となったところであります。性質別に見ると、人件費、公債費、物件費、維持補修費、補助費等積立金が増加し、扶助費、普通建設事業費、災害復旧事業費、繰出金が減少するという結果となりました。

今後の地方財政は、新型コロナウイルス感染症の影響により地方税の減少が長期化する可能性もあり、ますます厳しい状況になると思われ、一層の行財政の簡素・効率化、経常経費の節減、合理化を図るとともに、事業の重要性、緊急性に配慮しながら、健全財政を維持するため一層の努力が必要であると思っておりますので、引き続き御理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、7つの特別会計においては、歳入総額は32億9,386万4,000円、歳出総額は31億1,592万8,000円となり、令和元年度と比較して、歳入が1億6,586万1,000円の減、歳出が1億6,853

万5,000円の減となりました。

歳出の減少の主な要因は、国民健康保険特別会計（直診勘定）における南病棟新築事業の起債償還終了や医療機器購入費の減、公共下水道事業特別会計の玉農業集落排水統合に伴う接続工事等建設改良費の減等によるものであります。

また、企業会計の水道事業会計の収益的収支では、営業収益1億2,820万3,000円に対し、営業費用は1億7,897万4,000円であり、営業損失は5,077万1,000円。営業外収支では、営業外収益5,717万1,000円に対し、営業外費用は1,427万3,000円となり、営業外利益は4,289万8,000円となりました。

また、特別利益として、その他特別利益と長期前受金戻入の280万7,000円の収益がありましたが、当年度純損失が506万6,000円となり、前年度に引き続き赤字決算となりました。

資本的支出としては、安定的な供給対策のため、建設改良費として公有地内老朽管布設替え工事、平井浄水場テレメーター及びペーハー計更新工事など、5,015万3,000円を要したところであります。

以上をもちまして、一括上程されました令和2年度の各会計決算の提案説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、認定いただきますようお願い申し上げます。

なお、一般会計の令和2年度財政状況の概要につきましては、この後、企画政策課長から説明をいたさせます。

○議長（子安健司君） 高木企画政策課長。

○企画政策課長（高木久之郎君） それでは、私のほうから、令和2年度一般会計の財政状況について説明をさせていただきます。

最初に、議案書72ページをお願いいたします。

令和2年度関ヶ原町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、先ほど町長も申し上げましたように、健全化判断比率の実質赤字比率は、実質赤字がないためカウントされませんでした。

自治体の実質的な公債費による財政負担の程度を客観的に示す指標である実質公債比率については、昨年度より0.1%減少し、11%となりました。

将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標である将来負担比率は5.1%増加し、51.7%となりました。

資金不足比率につきまして、公営企業会計の各会計とも資金不足が発生しなかったためカウントされませんでした。

続きまして、令和2年度主要施策の成果及び決算分析表、別冊ですが、御用意ください。

15ページをお願いします。

決算状況の推移をまとめた表でございます。

一番右の欄、令和２年度を御覧ください。

歳入は50億4,497万円、歳出が47億8,043万2,000円となりました。これを前年度と比較しますと、歳入は8億4,700万4,000円、20.2%の増、歳出は8億2,232万7,000円、20.8%の増となり、歳入歳出とも前年度より増額の決算額となりました。

実質収支額は2億4,479万9,000円の黒字決算となり、その額は前年度より2,507万6,000円の増となりました。

当年度は財政調整基金に積立てを1,011万9,000円行い、財政調整基金の取崩しを行わなかったため、実質単年度収支は3,519万5,000円の黒字となりました。

標準財政規模は、地方公共団体の経常的一般財源の規模を示すものですが、前年より増となり28億8,878万3,000円となりました。

基金残高につきまして、財政調整基金3億796万1,000円、減債基金2億4,844万9,000円、その他特定目的基金を合わせた合計11億4,191万9,000円となっており、また地方債残高は37億7,060万7,000円でございます。

16ページは、一般会計のほか、特別会計、企業会計の地方債残高の状況でございます。

次に、18ページをお願いします。

本町の令和２年度の主な財政指数でございますが、財政力指数が0.519、実質収支比率が0.6ポイント上がり8.5、実質公債費比率が11.0、経常収支比率、財政構造の弾力性を示すもので低いほどいいわけですが、4.1ポイント下がり90.5%、将来負担比率が51.7%、財調比率が高いほどいいわけですが10.7となりました。

その他の決算状況の概要でございますが、13ページ、14ページは文章で、15ページ以降は表で表し、19ページ以降はそれぞれの目的に沿って分類し、各年度の推移を表しております。

以上、簡単ではございますが、財政状況の説明とさせていただきます。

○議長（子安健司君） ここで、監査委員から審査結果の報告を求めます。

監査委員 吉田仁君。

○監査委員（吉田 仁君） それでは、御指名を受けましたので、決算の審査結果について御報告をさせていただきます。

令和２年度一般会計、特別会計、水道事業会計及び基金運用状況の審査につきましては、去る8月10日に、会計管理者、各課長、関係職員同席の下、早野代表監査委員と共に、歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書等を関係諸帳簿と照合いたしまして審査を行いました。

審査の結果につきましては、各会計とも関係諸帳簿及び証拠書類と符合し、正確であることを認め、かつ予算の執行状況につきましても適正であることを認めましたので、ここに御報告をいたします。

以上、簡単ではありますが、決算審査の御報告とさせていただきます。

○議長（子安健司君） これより報告第3号 令和2年度関ヶ原町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これをもって報告第3号の報告を終わります。

ここでお諮りいたします。日程第21、議案第78号から日程第29、議案第86号までにつきましては、決算審査特別委員会を設置し、委員会に付託して審査することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、議案第78号から議案第86号までにつきましては、6人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、委員会に付託して審査することに決しました。

なお、会期中の審査とし、最終日に採決いたしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

ここでお諮りいたします。議案第78号 令和2年度関ヶ原町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第86号 令和2年度関ヶ原町水道事業会計決算の認定については、決算審査特別委員会に審査を付託することに決しましたので、質疑は省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑は省略することに決しました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時21分

再開 午前11時22分

○議長（子安健司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配付いたしました名簿のとおり指名したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、決算審査特別委員会の委員は、お手元に配付しました名簿のとおり選任することに決しました。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時23分

再開 午前11時35分

○議長（子安健司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

御報告いたします。

決算審査特別委員会委員長に楠達男君、副委員長に谷口輝男君が選任されましたので、御報告をいたします。

なお、決算審査の日時は、9月13日月曜日午前9時から、及び9月14日火曜日午前9時半から開催されることに決められましたので、御報告をいたします。

散会の宣告

○議長（子安健司君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。明日9日から20日までの12日間は議案調査等のため休会といたしたいと思いを。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、明日9日から20日までの12日間は休会することに決しました。

来る9月21日は午前9時より本会議を開き、一般質問及び提出議案に対する審議を行います。

なお、一般質問の締切りは14日の正午までとなっておりますので、質問のある方は期限までに質問趣旨の提出をお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前11時36分

以上、会議の次第を記載し、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

関ヶ原町議会議長 子 安 健 司

会議録署名議員 高 木 博 之

会議録署名議員 谷 口 輝 男

